

業 務 委 託 契 約 書 (案)

福岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「令和8年度福岡県がん征圧の集い&働く世代をがんから守るがん対策推進大会」企画運營業務（以下「業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）契約の目的 本委託業務は、令和8年9月 日（土）に開催する「令和8年度福岡県がん征圧の集い&働く世代をがんから守るがん対策推進大会」の開催を効果的に周知し、より多くの参加者を獲得するとともに、がん対策に対して、より理解が得やすい大会とすることを目的とする。

（2）業務内容 別添「業務委託仕様書」のとおり

（処理の方法）

第2条 乙は、別添の仕様書に基づいて委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月〇〇日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、第1条の委託業務に対する委託料として、金 円（うち、消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条の規定により減免できるほか、これを徴する。

（調査等）

第6条 甲は、委託業務の処理状況、委託料の用途その他必要な事項について、随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(報告書の提出及び検査)

第9条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく委託業務に係る業務完了報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受領したときは、その日から10日以内に、業務の成果について検査を行う。

3 乙は、業務の成果が検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、第6条及び前項の規定を準用する。

4 第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条第2項の規定により甲の検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(瑕疵担保責任)

第11条 甲は、乙が提出した報告書について、検査の結果合格と認め、かつ委託料の支払いを完了した後においても、その内容に瑕疵があることについて発見したときは、乙にその補正を求めることができる。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(報告義務)

第13条 乙は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲乙協議するものとする。

(履行遅滞責任)

第14条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務を完了しなかったときは、遅延損害金として、遅滞日数に応じ委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律八条第一項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額以上を発注者に支払わなければならない。この場合に、遅延損害金の額が100円未満であるときは、甲はこれを徴しないものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙から次条に規定する事情に依らないで契約解除の申し出があったとき。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 第7条の規定による委託業務の内容の一部変更のため、委託料が百分の十以上減少したとき。

(違約金)

第17条 甲又は乙は、前2条の規定により契約を解除された場合、委託料の百分の十に相当する額を違約金として契約の相手方に支払わなければならない。

2 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団の排除)

第18条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は委託金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙1「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(書類の保管等)

第21条 乙は、委託料の経理について、その内容及び収支を明らかにした書類を、その業務終了後5年間整備保管しておかななければならない

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月〇〇日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

乙

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

(調査)

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(運搬)

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。